

## 第5回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成14年8月4日(日) 13:30~15:30

場 所 豊島公民館2階和室

### I 出席協議会員(15名)

#### 1 学識経験者

会長 南 博方 会長代理 岡市友利

#### 2 申請人らの代表者等

山崎和友(大川真郎代理) 石田正也 中地重晴 長坂三治 ○浜中幸三 安岐正三  
石井 亨

#### 3 香川県の担当職員等

田代 健 多田健一郎 横井 聡 高木孝征 ○神野隆志 大森利春 西原義一

※ ○印は議事録署名人

### II 傍聴者

豊島3自治会関係者 約30名  
公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也

### III 議 事

#### 1 開 会

司会者から3点の報告があった。

##### (1) 代理出席者の報告

大川協議会員の代理として山崎和友氏が出席

##### (2) 県側協議会員の交替

神野協議会員の新任

##### (3) 学識経験者の協議会員

- ・ 設置要綱により、任期が2年になっている。
- ・ 引き続き、南博方氏が会長、岡市友利氏が会長代理として御就任いただくことになり、7月31日付けで知事から委嘱した。

#### 2 会長挨拶

- この度、引き続き会長職に就くことになった。
- 調停条項に定められた豊島廃棄物等の処理に全力を傾注したい。
- 豊島廃棄物等対策事業は、関係者の協力のもと、豊島では暫定的な環境保全措置が完了し、西海岸で中間保管・梱包施設などの整備に着手されている。
- 本日の議題について、率直かつ活発な意見を交換し、双方の信頼関係を一層深め、実りある成果を事業の円滑な実施に活かしていただきたい。

※ 会長挨拶の後、報道機関が退室した。

### 3 議 事

協議会設置要綱3の(3)の規定により、会長が議長となって議事が行われた。

#### (1) 協議会の運営について

##### ① 議事録署名人の選出

議長から、浜中協議会員と神野協議会員が、議事録署名人に指名され、了承された。

##### ② 協議会の公開・非公開について

協議会の公開・非公開について、議長から「本協議会は、情報公開を基本として、運用の中で適切に対応するという原則のもとに運営されるものであり、本日の会議は、提出議題から判断して、特に非公開とする部分はないと考える。」との意見があった。このことについて、議長が各協議会員に諮った結果、異議はなく、今回の協議会は公開されることとなった。

※ この決定を受けて、報道機関が再入室した。

#### (2) 豊島廃棄物等対策事業の進捗状況等について

県の協議会員から次のとおり報告等があった。

##### ① 事業の進捗状況について

###### ○ 概況

- ・ 本年3月までに暫定的な環境保全措置工事が完了した。
- ・ 西海岸では、雨水対策工事を実施し、廃棄物を直島側に運び出すための中間保管・梱包施設や特殊前処理物処理施設を建設中である。

###### ○ 中間保管・梱包施設

- ・ 掘削してきた豊島廃棄物等を一時保管して、コンテナ等に積み込む施設。最近工事が始まったところである。

###### ○ 高度排水処理施設

- ・ 処分地の浸出水を高度処理する施設。見学ルートを設ける。

###### ○ コンテナ積替施設

- ・ 西海岸の用地造成工事と併せて発注しているが、談合情報があり、発注が2箇月遅れた。

###### ○ モニタリング設備

- ・ 7月に設置が完了。CODやSS等のデータは、端末を通して情報提供する。

###### ○ 中間処理施設

- ・ 7月末で、建屋が6割方完成している。

##### ② 処分地における浸出水対策等について

- ・ 技術委員会の指導・助言を受けて処分地の浸出水の管理を行っている。
- ・ 雨水については、沈砂池が出来た本年3月から、管理基準値を満足していることを確認の上、海域に放流している。
- ・ 西海岸で掘削・移動した汚染土壌が約2万m<sup>3</sup>増えたため、暫定的な環境保全措置工事の完成が遅れた。この間、処分地に溜まった地下水等が当初の想定より5万m<sup>3</sup>増えており、浸出水として海域に出さないように管理することが、重要になっている。

- ・ 北海岸小段部の浸出水対策は、法尻にピットを設け、北海岸の揚水人孔に導水することにより、現在は雨水と浸出水を分けて排水している。
- ・ 5月26日に残念ながら、中継池のポンプが作動しなくなったため、処分地の浸出水が海域に流出する事故が起きた。海域等への影響は、COD等で一部高い結果が出たほかは、通常のモニタリング調査結果と変わらなかった。  
事故原因については、発電機・ポンプを持ち帰り点検するなど、機械的な要因を調査したが、機械には異常がなかった。また、作業員等のヒアリングを行い、人為的な要因を調査したが、ミスは確認されなかった。  
調査を行ったが、原因は特定されなかった。技術委員会には報告済である。  
事故対策としては、作業員の場内巡回回数を1日2回から4回に増やし監視を強化した。また、豊島住民会議には、見学者を案内したときなどに見回りをお願いしている。
- ・ 維持管理マニュアルが出来ており、何かあれば、県への報告をお願いし、一緒に管理していくことにしている。これから先も想定外のことがあった場合には、協力をお願いしたいと考えている。
- ・ 中間保管・梱包施設建設現場における岩盤掘削箇所からの水の染み出しについては、岩盤のため、水質検査用の水量が取れなかったが、ガス検査を行い、特に異常なしとの結果を得ている。技術委員会の指導を受け、念のため岩盤を削って、土壤の検査中である。
- ・ コンテナ積み替え施設建設中に12m<sup>3</sup>の新たな廃棄物が発見された。発見された新たな廃棄物は、西側のトレンチに移動させたところであり、今後も同様の取扱いを行いたい。
- ・ 現在、一生懸命工事を進めているが、予定より2箇月程度、工事が遅れている。全体の工程を調整し、処理開始時期については、できるだけ早急に豊島や直島の関係者にお示ししたい。

### ③ 処理費用の縮減と助燃剤の調査について

- ・ 豊島廃棄物等対策事業の施設整備は200億円余となり、処理費用は年間20億円台が見込まれる。事業全体で大変な経費がかかることになり、6月に県議会でもコストの縮減が議論されたところである。年間20億円の支出は、県財政の中で非常に苦しく、その縮減を図ることが大きな課題である。
- ・ このため、できる限り処理費用の縮減を図れないか、その可能性を検討したいと考えており、検討過程で例えば豊島廃棄物等の水分調整や、重油の代わりに何かないかを調査することになった。
- ・ 技術委員会で検討した上で、当協議会で協議したいと考えている。直島側の廃棄物についても、一緒に処理したい廃棄物について、要望がある。

○ これに対して、豊島の協議会員から次のような質問があり、県の協議会員からそれぞれ回答があった。

(豊島)

- ・ 処理費用の20億円台には、豊島廃棄物等の運搬経費は含まれるのか。また、15年の処理となると、300億円になるのか。
- ・ 高度排水処理施設の処理能力を当初の130m<sup>3</sup>から65m<sup>3</sup>に減らしたが、処分地の水処理は大丈夫か。
- ・ 燃料代替物として、具体的に何を検討しているのか。

- ・ 調停条項では、豊島廃棄物等と併せて直島町の一般廃棄物を処理できることになっているが、それ以外の廃棄物は何か。
- ・ 直島町のホテル等から排出される事業系廃棄物も含まれるのか。
- ・ 直島側では、廃プラスチックなどを、直接、中間処理施設に入れる施設がないが、豊島の特殊前処理物処理施設に持って来て、前処理をするのか。
- ・ 最大の関心は、処分地の水処理である。地下水が5万m<sup>3</sup>増えているが、経費の削減により処分地の水処理に影響のないようにしてほしい。6月議会で処理費用が議論されたが、豊島廃棄物等の完全撤去が第一であり、経費の削減が事業のどこかに影響することのないようにしてほしい。

(県)

- ・ 処理費用の20億円台には、廃棄物の運搬経費が含まれている。また、処理年数は10年で見込んでいる。
- ・ 増加した浸出水については、掘削運搬を工夫することで処理できるように検討している。
- ・ 新たな廃棄物は、松浦の小屋から20~30mほど南の場所で発見された。種類はシュレッターダストの燃え殻である。技術委員会委員の指導により、現在、周辺土壌から検体(2箇所)を採取し、鉛の分析を行っている。発見された廃棄物は、西側トレンチに撤去・移動させ、シートをかけて保管している。
- ・ 中間処理施設では、直島町の一般廃棄物のほかに、処理できるかどうか分からないが、直島の下水道汚泥などの処理ができないか検討する。直島町の事業系一般廃棄物は、含まれていない。コスト削減は、水分調整と助燃剤について検討する。
- ・ 助燃剤となる廃棄物は、直接、直島への搬入を考えており、豊島に搬入することは考えていない。

○ 議長から次のような質問等があった。

- ・ コンテナ積み替え施設の建設場所から発見された12m<sup>3</sup>の廃棄物の種類は何か、また、移動場所はどこか。
- ・ 本日、南海岸付近に作業船があったが、豊島側の廃棄物専用栈橋の概略はどうなっているのか。また、水深は、廃棄物運搬船の接岸に支障がないのか。
- ・ 経費の削減により、安全面に影響のないようにしていただきたい。

○ これに対して、県の協議会員から次のような回答があった。

- ・ 廃棄物専用栈橋は、延長75mで水深4mを確保する。水深4mは、航行安全対策検討委員会で検討し、安全であるとの結果を得ている。なお、栈橋の延長75mは、陸上部を含めると100mになる。
- ・ 調停条項を誠実に履行し、安全と環境を第一に、豊島廃棄物等を処理することが何よりも大事である。その中で、県民の協力を得て、コスト削減を検討したい。

(3) 見学者対応のあり方について

○ 豊島の協議会員から次のとおり報告及び提案があった。

- ・ 処分地の見学者は、平成12年に把握している数は3,720人であった。当時は、入場管理を徹底していなかったため、約4,000人と推計している。平成13年度以降は、工事との関係で入場管理を徹底しているが、今年は、これまでに1,987人で対前年比マイ

ナス 35%と、かなり減少する傾向になっている。

- ・ 減少の要因としては、情報発信の方法があると考えている。  
処理費用やエコタウン事業と廃棄物の広域移動などが論議されているが、廃棄物の認定の誤りや廃棄物処理法の運用の誤りが、解決を長引かせたことや、廃棄物処理法には、当時はなかった排出者責任も明確化されていることなど、豊島のような問題を二度と起こさないようにするとの観点から情報発信すべきと考えている。  
このことについて、県と住民、町が共通認識を持って取り組む必要があるのではないかと。
- ・ 見学者用のビデオ、パンフは、豊島住民の意見を聞いて作成することが、前回の協議会で決まっているが、その状況はどうなっているのか。
- ・ 急ピッチで工事が進められている。その中で、見学者については、緊密な連携のもとに対応しなければ、事故が発生するおそれがある。
- ・ 現在、月1回の事務連絡会をしているが、見学者対応など、テーマごとに行う必要があるのではないかと。
- ・ 時代とともに、豊島問題の認識が変わることもある。例えば、時間のかかる作業であるが、公害等調整委員会で共通認識をまとめるなどの対応をしておくことも、必要ではないかと。原点を見失いがちになっている。

○ 議長から次のような質問があった。

- ・ 豊島問題のこれまでの経緯については、県の方で整理しているのか。
- ・ 豊島廃棄物等対策事業は、資源循環型社会の先駆けとなるものであり、大いにPRしてほしい。そのための資料整理が遅れているように思う。岩手・青森の両県境の不法投棄問題についても、両県の合同検討委員会で、豊島をモデルケースとして真剣に取り組んでいる。寧ろ、豊島問題を誇りにしてほしい。
- ・ 情報公開が大事である。共創の精神で、整理だけでなく、資料をまとめて公開してほしい。

○ これに対して、県の協議会員から次のような回答があった。

- ・ 認定に誤りがあったこと等、豊島問題については、県のホームページに掲載している。
- ・ 他県でも廃棄物をめぐり様々な問題が起きているが、この事業への取り組みが活かされるような情報発信を行いたい。
- ・ 施設整備に全力を挙げており、いかにして安全に、問題なく事業を進めるかを重点にしている。ビデオ、パンフは、作業を進めるまでに至っていない。これからである。
- ・ 現場の見学者については、ケースバイケースで対応したい。
- ・ 月1回の事務連絡会以外にも、電話やファックスでの対応もあるので、緊密に連絡をいただければと考えている。
- ・ 今までの経緯の整理は、現在、作業を進めている。
- ・ 事業の実施は、淡々とした事務処理ではない。

#### (4) 豊島「学びの島」構想策定について

○ 豊島の協議会員から次のとおり報告があった。

- ・ 現在、平成4年、5年に豊島活性化ビジョン・プランをまとめた東京のメッツ研究所が、構想策定の調査を行っており、7月30日には、豊島住民とのワーキングをして帰ったところである。

- ・ 来年3月末で構想が完成する運びとなるが、このスケジュールでは、平成15年度の記念館建設には間に合わない。
- ・ 豊島住民とのワーキングでは、豊島で何を、どう学ぶかを討論した。
  - その中で、次のような意見があった。
    - ① 不法投棄そのものについて、豊島住民から豊島に産廃の研究所などを設置してはどうかとの意見があった。
    - ② 行政と住民の関わりについて意見があった。
    - ③ 島の再生について、棚田の手入れなど、自然環境を活かした再生を、直島とは異なる手法で行うことについて意見があった。
    - ④ 学ぶ場所の拠点施設となる資料館の整備について意見があった。
- これに対して、県の協議会員から次のとおり報告があった。
  - ・ 土庄町の離島活性化協議会には、県政策部の職員も参画している。
  - ・ 資料館については、構想の内容によるが、土庄町からは、平成15年度は早くても設計にとどまるとの話を聞いている。
  - ・ 県としては、学びの島構想の推進について、離島振興の観点からお手伝いできるものがあれば、町とも協議の上、お手伝いさせていただきたい。

#### (5) 事業場へのアクセス道の整備について

- 豊島の協議会員から次のような意見があった。
  - ・ 事業場への町道は、工事車両の通行が増えている。通行量の増加に伴い、水路が壊れたりしており、また、カーブミラーも1箇所しかない。見学者対応の安全にも関わらないかと思われ、整備ができればと考えている。
  - ・ 今秋には地籍調査の成果が出て、町道区域と隣接民有地の境界が明確になる。町が整備する場合には、県費補助を要望したい。
- 議長から次のような意見があった。
  - ・ 町が整備する場合には、県の方でもできる限りの配慮していただきたい。
- これに対して、県の協議会員から次のような回答があった。
  - ・ 町道の整備であり、県としても、町に整備をお願いする。
  - ・ 工事関係では、大型の資材、機材は海上ルートで搬入している。

#### (6) その他

##### ① 協議会への土庄町の出席について

- 豊島の協議会員から次のような意見があった。
  - ・ 県と住民、土庄町が一体となって協議しなければならない案件が増えている。当協議会に、土庄町が委員として出席できるようにした方が、話が早いのではないか。
  - ・ 手間を省くために、オブザーバーとして、土庄町に出席を求めた方が合理的である。
- 議長から次のような意見があった。
  - ・ 豊島側の協議会員を1名減らし、町が協議会員として出席できるようにする方法もあるが、町がオブザーバーとして出席する考え方もある。
  - ・ 設置要綱5の規定では、必要に応じ学識経験者等の出席を求めて意見を聴くことも

できるが、町の出席については、馴染まないのではないかと考えている。

- これに対して、県の協議会員から次のような回答があった。
  - ・ 当協議会は、豊島廃棄物等対策事業の実施について協議するための協議会である。
  - ・ 見学者対応など、町、県、住民が形式にこだわらず協議していけば良いのではないかと考えている。
  - ・ 事業の実施に伴う課題や問題点を実務的に整理し、協議結果として積み上げ、今後の事業を進めるために、年2回の協議会が開催されている。手間を省きたいとのことであるが、協議会への出席については、土庄町の意向が最も重要である。
- これに対して、豊島の協議会員から次のような意見があった。
  - ・ 事務連絡会を月1回開催しており、年2回の協議会だけの意見を積み上げて事業をしているのではない。
  - ・ 次の1月の協議会には、土庄町も出席する方向で調整をお願いしたい。
- 議長は、これらの意見を次のとおり取りまとめた。
  - ・ 共創の理念に基づく当協議会は、権威あるものである。
  - ・ 当協議会の目的は、協議結果を行政に反映させることにある。土庄町の出席を前向きに考えたい。
  - ・ 行政間の正式なルートを通さないと、豊島側からは言いにくい面もある。
  - ・ しかしながら、土庄町の意向がなければ、出席は実現しない。

## ② 処理費用の縮減について

- 豊島の協議会員から次のような意見があった。
  - ・ 事業に多額の費用がかかるということであるが、この事業はマイナスをプラスにするものであり、それに見合う財産ができるものである。この事業の成果を、将来に向けて活かすという位置付けが重要である。
  - ・ 税金の使い方は、県民にとっても関心があることである。いくらでも使えば良いというものではないが、安全は確保していただきたい。
  - ・ 費用が多額になるという発想は、後ろ向きではないか。学びの島の構想を積極的に進めるべきと思う。
  - ・ また、この事業を通じて、全国に発信できるような構想が必要であると思う。
- これに対して、県の協議会員から次のような回答があった。
  - ・ この事業の成果を排出事業者や消費者に向けて発信し、全国の不法投棄の起きない社会づくりに活かしたいと考えている。
  - ・ 費用の縮減は、後ろ向きの発想というのではなく、事業の中で経費がかかる部分でできる限りの縮減を検討したいということである。
- 議長からは次のような意見があった。
  - ・ 香川、豊島からの情報発信を心がけていただきたい。
- 会長代理からは次のような意見があった。
  - ・ さぬき瀬戸塾では、24の有人島で活性化を検討している。
  - ・ 豊島でも、ボランティアの体制づくりを進め、是非とも自分達の手で活性化の基盤づ

くりを行っていただきたい。

- ・ 産廃の研究所については、財団化をしないと運営管理の維持ができない。
- ・ 研究所の前に、豊島のボランティアの組織づくりをどうするかが重要な課題である。

**③ 本格処理の開始時期について**

- 豊島の協議会員から次のような質問があった。
  - ・ 工期が2箇月ほど遅れているとのことであるが、具体的な本格処理の開始時期はいつになるのか。
- これに対して、県の協議会員から次のような回答があった。
  - ・ できる限り早くスケジュールを見直すことにしている。現段階では、その時期の特定はできないが、本年10月に中間処理施設の無負荷運転を行う計画であったことから、10月頃には、本格稼働の時期を明らかにしたい。

**④ 資料及び議事録の公開について**

議長が、本日の会議資料と議事録の取扱いを、協議会員に諮ったところ、公開する取扱いとなった。